

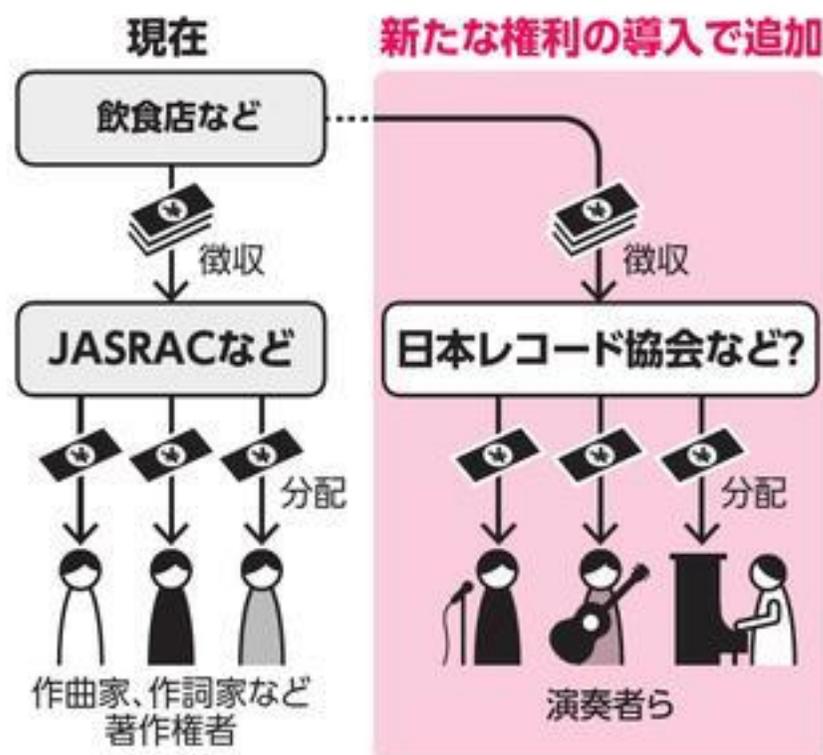
# BGM使用料分配 歌手も

## 著作権法改正へ「演奏・伝達権」導入

商業施設などで流すBGMの使用料を、作詞・作曲家だけではなく、歌手・演奏者にも分配するための新たな権利「レコード演奏・伝達権」を導入する見通しとなった。文化庁が9日、文化審議会の小委員会で著作権法改正のための素案を提示した。今年の通常国会に法案を提出する方針。

現在、商業施設がBGMを流す際、使用料は、日本音楽著作権協会（JASRAC）などの著作権管理団体が徴収し、作詞・作曲家らに分配しているが、歌手や演奏者には入らない。レコード演奏・伝達権が日本では著作権法に規定されていないためだ。法改正により制度を導入すれば、歌手らにも使用料が分配され

BGM使用料の分配



るようになる。

素案では、徴収・分配をおこなう団体は文化庁長官が指定するとしており、使用料は原則として、その指定団体と商業施設など「当事者間の協議によって定められることとが適切」としている。

指定団体には、日本レコード協会と日本芸能実演家団体協議会の名が挙がっている。

日本レコード協会などの調査によると、全国の全業種の約3割、宿泊業・飲食サービス業の約5割で、BGMにレコード

音源が利用されており、徴収される側からは負担増への懸念の声も出ている。9日の小委員会で、全国生活衛生同業組合中央会の担当者は、制度導入について「承服しかねる」と反対の意向を示した。

政府はコンテンツ産業を「基幹産業」と位置づける。国家間の相互主義の原則により、国内の制度を整備すれば、海外でのBGM使用料も日本の権利者に入る。近年、日本のアーティストの楽曲が、インターネットのストリーミングなどを通じて海外でも聴かれるようになってきていることから、文化庁は新たな収益源になると見込んで、制度を整備するという。文化庁によると、レコード演奏・伝達権は世界ですでに140カ国以上が導入している。OECD（経済協力開発機構）加盟38カ国中、導入していないのは、日本とアメリカだけだという。（定塚遼、岩沢志気）